

平成27年度 第1回鶴岡市廃棄物減量等推進審議会

日 時：平成27年8月25日（火）
午後2時から4時まで
鶴岡市クリーンセンター研修室

次 第

1. 開 会
2. 委嘱状交付
3. 会長挨拶
4. 委員紹介並びに
事務局紹介
5. 議 事
 - (1) 副会長選任
 - (2) 平成26年度鶴岡市一般廃棄物の実績について
 - (3) 平成27年度鶴岡市廃棄物行政の事業執行について
6. そ の 他
7. 閉 会

鶴岡市廃棄物減量等推進審議会委員名簿

任期H28.8.20まで

区 分	氏 名	所属団体等	備 考
学識経験者	小 谷 肇	鶴岡工業高等専門学校名誉教授	
関係行政機関の職員	長 澤 吉 輝	庄内総合支庁保健福祉環境部環境課長	交代
住民組織等の代表者	佐 藤 喜 一	鶴岡市衛生組織連合会副会長	交代
	太 田 三千夫	藤島地区衛生組織連合会会長	交代
	山 口 正 喜	羽黒地区衛生組織連合会会長	交代
	宅 井 植 美	櫛引地区衛生組織連合会会長	交代
	渡 谷 一 志	朝日地域自治会連絡協議会副会長	交代
	小 玉 富 雄	温海地区衛生組織連合会会長	交代
	小 南 恵 子	鶴岡地域婦人会連合会理事	
関係商工業団体の代表者	菊 地 隆	鶴岡商工会議所青年部	
	上 野 隆 一	出羽商工会会長	交代
	竹 野 崇 等	鶴岡商店会連合会会長	
事 業 者	柴 崎 ル ミ	マックスバリュ東北株式会社鶴岡南店総務チーフ	
	御 橋 慶 治	一般社団法人鶴岡地区医師会事務局長	
	谷 川 芒	株式会社主婦の店鶴岡店総務部長	
	土 田 光 恵	生活協同組合共立社組織部	

事務局出席者

事務局	役 職 名
阿 部 一 也	鶴岡市市民部長
中 村 賢	鶴岡市市民部参事（兼）廃棄物対策課長
叶 野 明 美	鶴岡市藤島庁舎市民福祉課長
押 井 新 一	鶴岡市羽黒庁舎市民福祉課長
山 口 弘 男	鶴岡市櫛引庁舎市民福祉課長
佐 藤 美 鈴	鶴岡市朝日庁舎市民福祉課長
石 塚 み さ	鶴岡市温海庁舎市民福祉課長
佐 藤 正 胤	鶴岡市市民部廃棄物対策課課長補佐
門 脇 豊	鶴岡市市民部廃棄物対策課施設管理主査
滝 澤 巖	鶴岡市市民部廃棄物対策課施設管理係長
目 向 正 人	鶴岡市市民部廃棄物対策課リサイクル推進主査
丸 山 正 樹	鶴岡市市民部廃棄物対策課リサイクル推進主査
渡 部 忠	鶴岡市市民部廃棄物対策課リサイクル推進係長
長谷川 富 久	鶴岡市市民部廃棄物対策課リサイクル推進係主任
高 田 美 穂	鶴岡市市民部廃棄物対策課リサイクル推進係主任

5. 議 事一 (1) 副会長選任

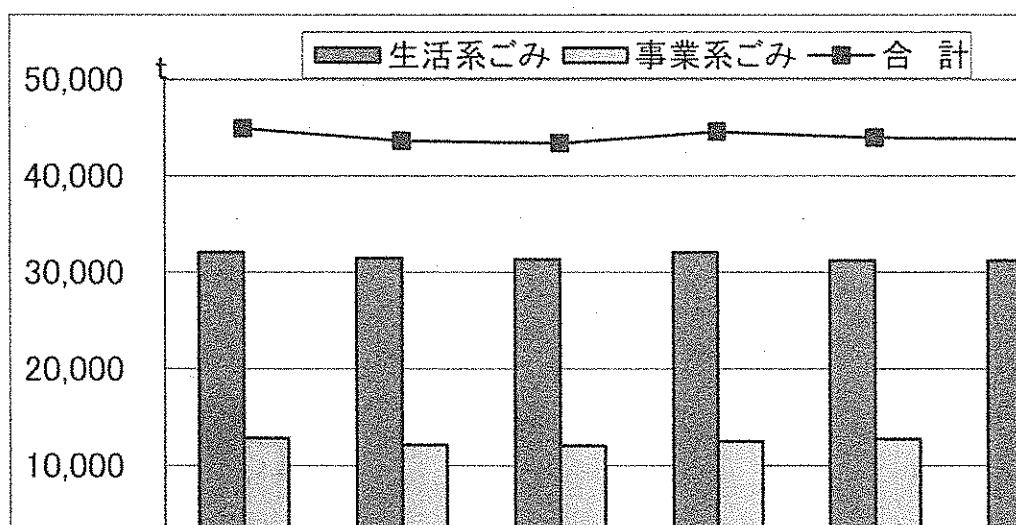
5. 議 事一 (2)

I. 平成26年度鶴岡市一般廃棄物の実績について

平成26年度のごみの収集量は、総量で43,838tとなっており、対前年度比で142t(0.32%)の微減となっている。

生活系は、31,231tで前年度比6t(0.02%)、事業系は12,607tで対前年度比136t(1.07%)と、それぞれ減少しているものの、生活系においては前年度とほぼ同水準のままとなった(表1・図1)

(図1) 生活系・事業系廃棄物量比較

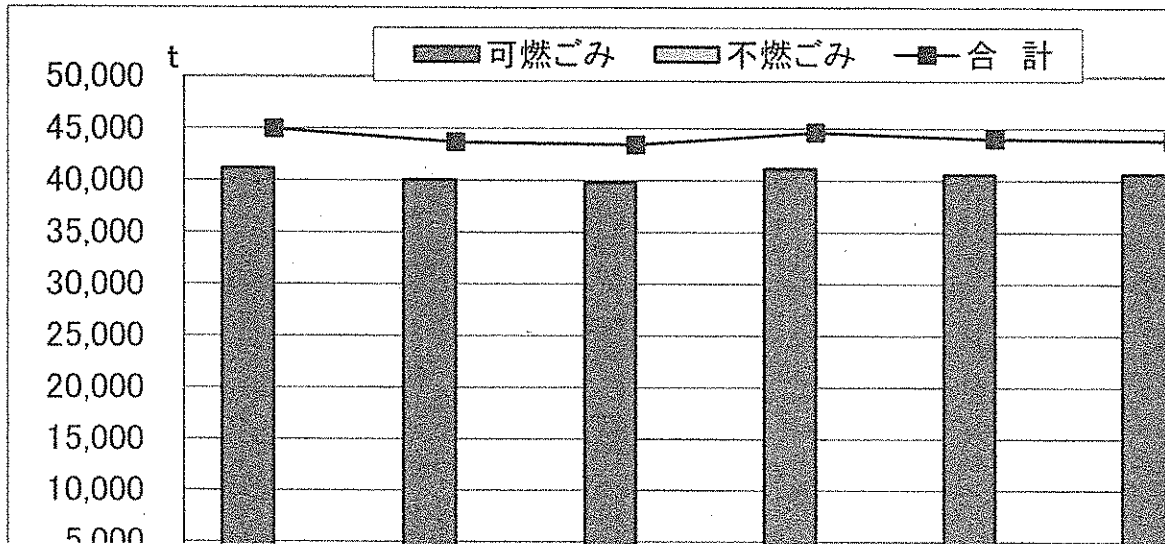


(表1) 生活系・事業系廃棄物量比較

年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26
生活系ごみ (t)	32,091	31,487	31,366	32,077	31,236	31,231
事業系ごみ(可燃のみ)(t)	12,843	12,168	12,043	12,521	12,743	12,607
合計	44,934	43,655	43,409	44,598	43,979	43,838
前年度比(生活系ごみ)(%)	-1.11	-1.88	-0.39	2.27	-2.62	-0.02
前年度比(事業系ごみ)(%)	-1.35	-5.26	-1.03	3.97	1.77	-1.07
前年度比(合計)(%)	-1.18	-2.85	-0.56	2.74	-1.39	-0.32

また、可燃ごみ・不燃ごみで見ると、可燃ごみは40,651 tで前年度比87 t (0.21%)増加し、不燃ごみは3,187 tで前年度比228 t (6.68%)の減少となった。(表2・図2)

(図2) 可燃ごみ・不燃ごみ収集量比較 (事業系可燃ごみ含む)

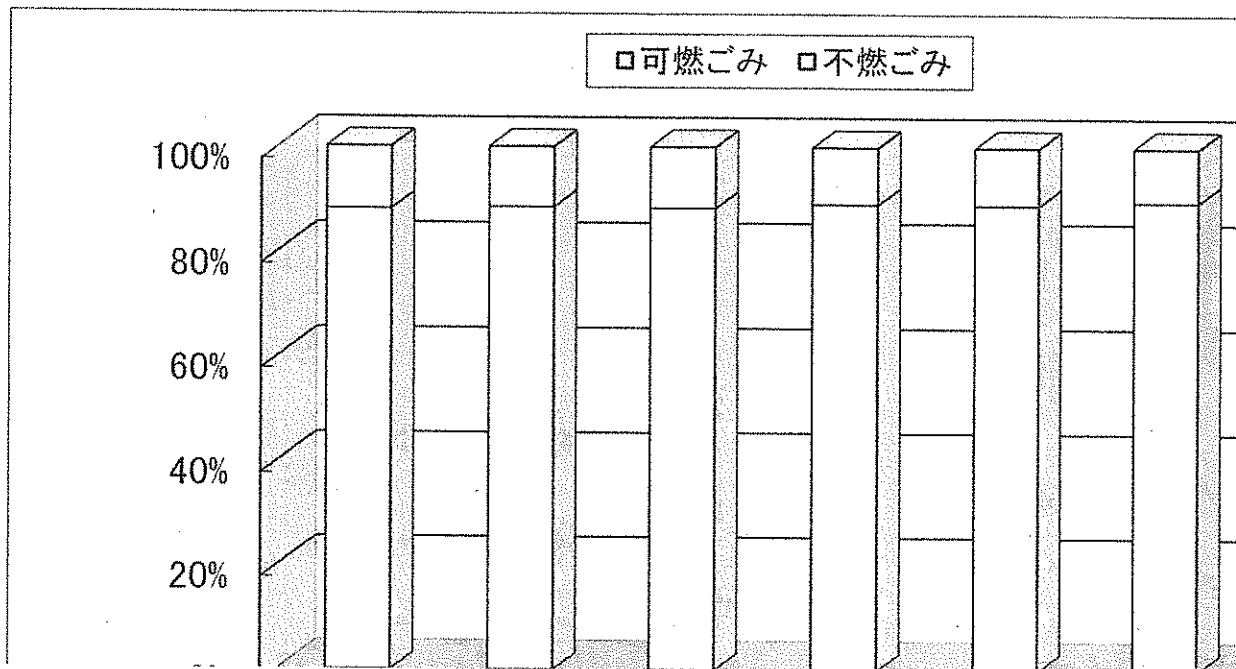


(表2) 可燃ごみ・不燃ごみ収集量比較 (事業系可燃ごみ含む)

年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26
可燃ごみ (t)	41,158	40,066	39,767	41,122	40,564	40,651
不燃ごみ (t)	3,776	3,589	3,642	3,476	3,415	3,187
合計 (t)	44,934	43,656	43,409	44,598	43,979	43,838
前年度比較(可燃ごみ)(%)	-0.86	-2.65	-0.75	3.41	-1.36	0.21
前年度比較(不燃ごみ)(%)	-4.53	-4.95	1.46	-4.56	-1.76	-6.68
前年度比較(合計)(%)	-1.18	-2.85	-0.56	2.74	-1.39	-0.32

生活系ごみの内訳をみると可燃ごみが 28,044 t で生活系ごみの 89.8%、不燃ごみが約 3,187 t で 10.2%の割合となっており、可燃ごみ・不燃ごみともに前年並みの結果となった。(表 3・図 3)

(図 3) 生活系ごみの可燃ごみ・不燃ごみ割合



(表 3) 生活系ごみの可燃ごみ・不燃ごみ割合

年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26
可燃ごみ割合 (%)	88.2	88.6	88.4	89.2	89.1	89.8
不燃ごみ割合 (%)	11.8	11.4	11.6	10.8	10.9	10.2

《増減の主な理由》

- ① ペットボトル、アルミ缶等の素材の軽量化が進み不燃ごみ重量が減少した。
- ② プラスチック製容器包装類が、汚れた状態で可燃ごみとして排出されるケースが見受けられる。
- ③ スチール・アルミ缶等を直接資源回収業者等に売り渡すケースがみられる。
- ④ レジ袋無料配布取り止めや雑がみの資源回収量増加など、3R推進に関する啓発による排出抑制効果があった。
- ⑤ 景気動向に左右されるといわれている事業系一般廃棄物量は、前年比 1.1%程度の減少がみられる。

Ⅱ. ごみ減量・リサイクル推進事業の主な取組みについて

① ごみ分別説明会等の実施

各町内会等に出向き実施した「ごみ分別説明会」は、以下のとおりとなっており、前年度より参加者が約400名増加している。また、環境フェアつるおかをはじめ市内で開催されたイベントでの分別啓発展示は7会場で実施された。

年度	実施回数	参加者数	備考(展示会場)
25	41回	1,172名	5会場
26	51回	1,576名	7会場

② 早朝立哨指導の実施

早朝に町内会等のステーションに出向き、各町内会役員等の協力を得ながら実施した「ごみステーション早朝立哨指導」については、以下のとおりであった。前年度よりステーション数は減ったものの、町内会と協同した取組みとして実施された。

年度	実施回数	ステーション数	町内会協力者
25	7件	22か所	42名
26	7件	20か所	34名

③ 資源回収運動の取組み (資料2参照)

登録団体数は前年度と同様の結果であったが、総回収量は5%程度減っておりともなって報奨金実績も減額となっている。その中で、「雑がみ」の集団回収量は前年実績から1割程度増加している。また、団体当たりの実施回数も増加しており、市民の3R意識は拡大しているものと思われる。

④ 生ごみ処理機器購入補助 (資料3参照)

予算の範囲内で、購入金額の一部を助成してきたが、ごみ減量化、再資源化の意識、啓発に一定の役割を果たしたことから、平成26年度をもって終了した。

⑤ 使用済小型家電品回収事業

環境にやさしい登録店である鶴岡協同の家こびあとの連携による回収や、環境フェアつるおか2014でのイベント回収を実施したほか、クリーンセンターや庁舎所管課での窓口回収を実施した。

平成 26 年度 鶴岡市使用済小型家電品回収事業実績

開催日	平成 26 年 4 月 19 日～20 日		平成 26 年 9 月 21 日		平成 27 年 1 月 15 日～2 月 13 日	
イベント名称	小型家電回収事業 協同の家「こぴあ」 連携		環境フェア2014		鶴岡市小型家電試験回収事業	
回収品目	5		8		8	
品名	数量	重量	数量	重量	数量	重量
パソコン(デスクトップ、 一体型、モバイル)	55 台	357 kg	133 台	684 kg	291 台	2,030 kg
携帯電話・PHS	14 台	1.2 kg	175 台	20 kg	102 台	20 kg
デジタルカメラ	4 台	0.6 kg	42 台	8 kg	10 台	17 kg
デジタルビデオカメラ	4 台	3 kg	11 台	6 kg	30 台	23 kg
据置型・携帯ゲーム機	6 台	9 kg	28 台	33 kg	25 台	41 kg
DVD プレイヤー	回収なし				33 台	100 kg
地デジ・BS チューナー	回収なし				10 台	31 kg
ワープロ	回収なし		15 台	76 kg	59 台	335 kg
周辺機器(ハブ・ルーター 等)		19 kg				
ケーブル類		16 kg				
その他		7 kg		※327 kg		127 kg
合計	85 台	413 kg	376 台	1,154 kg	560 台	2,721 kg

※その他には DVD プレイヤー、地デジ・BS チューナーを含む。

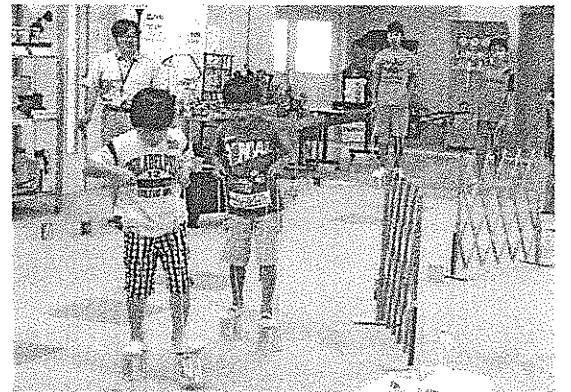
⑥リサイクルプラザの取り組み

夏休み親子リサイクル体験教室

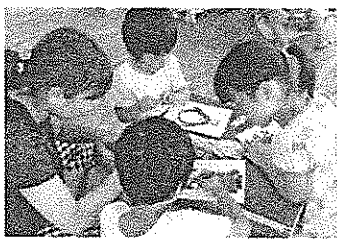
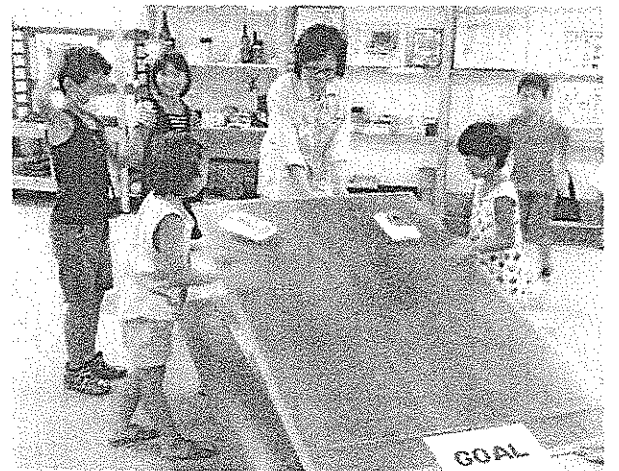
小学生の夏休み期間中に開催している体験教室について、身近なものを使っての工作体験を実施。

参加者数：3コース 56名(親子)

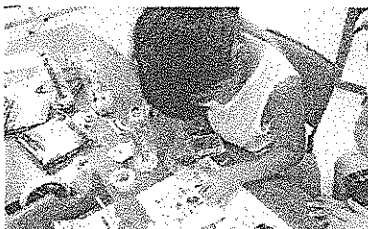
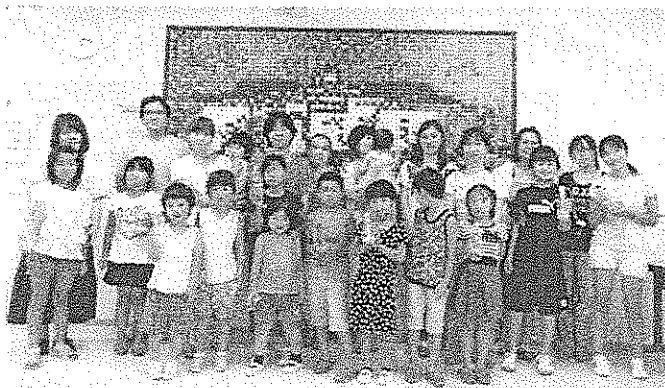
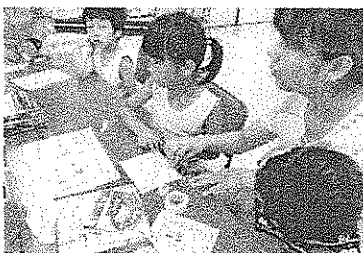
- 空き缶紙コップコース (缶馬・ロボットハンド) 平成26年7月29日



- 紙パック・トレイコース (手すきはがき・トレイで作る動物) 平成26年8月5日

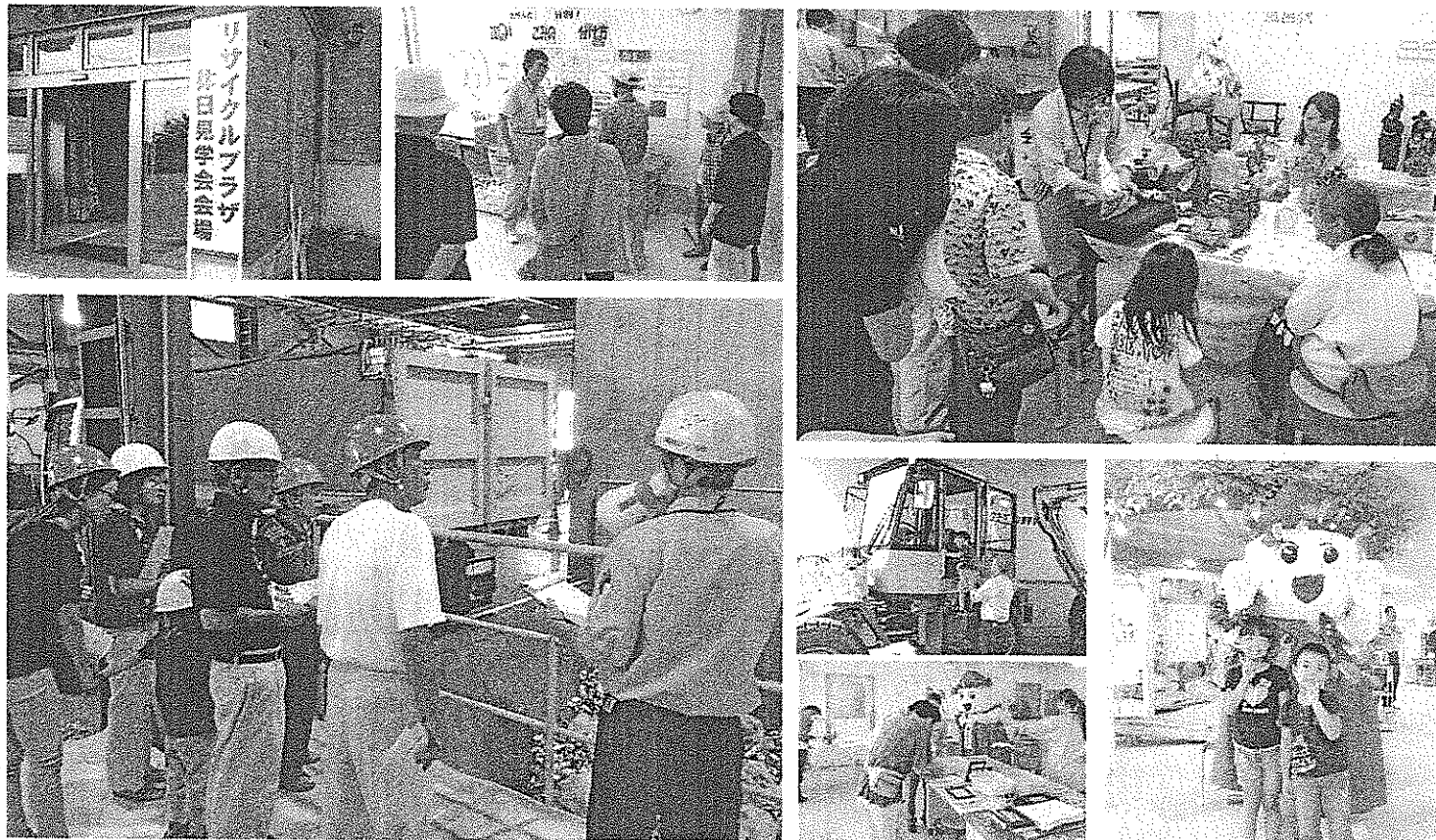


- ペットボトルコース (万華鏡) 平成26年8月7日



リサイクルプラザ休日見学会

6回目となる休日見学会を平成26年9月7日（日）に開催。参加者数 80名
従来からの紙すき体験・リサイクル鉢づくり・ふろしき講座・現場作業車への体験乗車・分別相談などのほか新たに、普段は入れない施設内部を職員が案内する「くるりん館探検隊」を実施。



その他ごみ減量への取り組み

1. ふろしき講座

過剰包装防止やごみ減量の推進のために開催してきた「ふろしき講座」を、平成26年度も個人及び団体の方を対象に実施。参加者数：年間62名

2. クラフト体験

そのままではごみとして処分されてしまう物を利用して、楽しめるものを作ることで、再利用への意識を高めてもらうための体験会を開催。

- 流木クラフト 平成26年11月11日、平成26年12月11日、平成27年3月24日 参加者数：3回 22名
- プチお雛様クラフト 平成27年2月27日 参加者数：7名

Ⅲ. 一般廃棄物処理施設の状況について

(1) ごみ焼却施設

ごみ焼却施設への搬入量は、全般的に増加傾向にあり、平成25年度は前年度より減少したものの、平成26年度は43,648 tで、前年度比で約198 t (0.5%)増加した。

搬入内容をみると、鶴岡市の生活系ごみは、28,044 t、前年度比222 t (0.8%)の増で、事業系ごみは12,607 t、前年度比136 t (1.1%)の減となっている。三川町の生活系ごみは、1,557 t、前年度比83 t (5.6%)の増、事業系ごみは、1,440 t、前年度比29 t (2.1%)の増となっている。

施設の管理については、運転管理業務の民間への委託を平成26年度から夜間のみから全日に拡大したが、適切な運転管理業務が行われた。また、各種機械設備の定期保守点検や整備補修、排出ガス分析業務などを実施し、施設の適正な維持管理に努めた。

また、ごみ焼却施設の老朽化により新施設建設の準備を進めており、平成25年度に国の交付金を受けるため、循環型社会推進地域計画及びごみ焼却施設整備基本構想を策定した。平成26年度からは、2カ年事業として生活環境影響調査及び施設整備基本計画の策定を実施している。

(2) し尿処理施設

生し尿及び浄化槽汚泥の処理量は、公共下水道の普及や農業・漁業集落排水事業などの進捗により減少しており、平成26年度は26,909 kℓ、前年度比で812 kℓ (2.9%)減少した。

内訳を見ると、鶴岡市は25,254 kℓ、前年度比で797 kℓ (3.1%)の減となっており、三川町は1,655 kℓ、前年度比15 kℓ (0.9%)の減となっている。

施設の運転管理業務は民間に委託しており、各種機械設備については、定期保守点検や整備補修、処理水の分析業務などを実施し、衛生的かつ効率的な処理を行った。

(3) 中間処理施設 (リサイクルプラザ)

不燃ごみの搬入量は全般的に減少傾向にあり、平成26年度は3,399 tで、前年度比241 t (6.6%)と大きく減少した。

内訳を見ると、鶴岡市の不燃ごみは3,262 t、前年度比235 t (6.7%)の減で、三川町の不燃ごみは137 t、前年度比6 t (4.2%)の減となっている。

施設の運転管理については、効率的な運営を推進するため株式会社鶴岡地区クリーン公社に委託しているが、適切に運転管理業務が行われた。

(4) 最終処分場

平成26年度の埋立量は10,161 m^3 、前年度比1,145 m^3 (12.7%)の増となっている。また、全体計画埋立容量225,000 m^3 に対し、平成26年度末の累計埋立量は179,558 m^3 となっており、全体の79.8%となっている。

焼却処理の変更から供用開始時より6年施設の延命化が図られたが、残余容量が少なくなってきたことから、新たな施設の建設に向け、平成26年度に廃棄物処理施設適地事前調査を実施した。

一般廃棄物の実績及び計画

資料1

(単位:t)

	(単位:t)															
	実績 平成 16年度	実績 平成 17年度	実績 平成 18年度	実績 平成 19年度	実績 平成 20年度	実績 平成 21年度	実績 平成 22年度	実績 平成 23年度	実績 平成 24年度	実績 平成 25年度	実績 平成 26年度	実績 平成 27年度	実績 平成 28年度	実績 平成 29年度	実績 平成 30年度	基本計画
生活系ごみ量	31,601	32,185	33,268	32,883	32,450	32,091	31,487	31,366	32,077	31,236	31,231	31,361	31,048			26,506
うち可燃物	25,411	27,186	28,561	28,578	28,495	28,315	27,898	27,724	28,601	27,821	28,044	27,686	27,456			23,458
うち不燃物	6,190	4,999	4,707	4,305	3,955	3,776	3,589	3,642	3,476	3,415	3,187	3,675	3,592			3,048
うち施設資源化量	1,810	3,678	3,272	2,956	2,740	2,477	2,296	2,339	2,190	2,242	2,192	2,442	2,227			2,510
事業系ごみ量	15,957	14,563	14,697	14,090	13,019	12,843	12,168	12,043	12,521	12,743	12,607	12,285	12,197			11,559
ごみ排出量計	47,558	46,748	47,965	46,973	45,469	44,934	43,655	43,409	44,598	43,979	43,838	43,646	43,245			38,065
資源回収量	6,009	5,878	5,691	5,394	5,049	4,708	4,509	4,499	4,578	4,452	4,218	4,583	5,577			5,788
リサイクル率(%)	14.6	18.2	16.7	15.9	15.4	14.5	14.1	14.3	13.8	13.8	13.3	14.6	16.0			18.9
生活系ごみ 1人1日当り排出量(g)	600	615	640	638	637	635	628	629	647	639	647	646	645			540
ごみ排出量 1人1日当り排出量(g)	903	894	923	911	892	889	870	871	900	900	908	899	899			775
人口(人)	144,274	143,288	142,338	140,896	139,619	138,499	137,453	136,146	135,403	133,831	132,313	133,038	131,787			134,481

※ 不燃物は粗大ごみを除く
※ 施設資源化量は三川町を含む

資源回収実績

		25年度	26年度	
集 団 回 収	登 録 団 体 数	403団体	399団体	
	実施回数 (平均)	2,526回 (6.3回)	2,490回 (6.2回)	
	回 収 量	新 聞	2,259,657 kg	2,090,651 kg
		雑 誌	1,018,646 kg	965,584 kg
		ダンボール	896,245 kg	889,843 kg
		飲料用パック	12,356 kg	12,063 kg
		雑 が み	8,210 kg	8,691 kg
		古 紙 類 計	4,195,114 kg	3,966,832 kg
		金 属 類	24,978kg	24,251 kg
		びん類 (本数)	112,214本	108,642本
		びん類 (kg)	83,456 kg	80,613 kg
		重 量 計	4,303,548 kg	4,071,697 kg
	報 奨 金	実 施 団 体	19,102,304 円	18,068,175 円
回 収 業 者		8,552,396 円	8,090,807 円	
拠 点 回 収	回 収 量	新 聞	52,060 kg	52,795 kg
		雑 誌	47,430 kg	46,280 kg
		ダンボール	44,400 kg	42,610 kg
		飲料用パック	21 kg	75 kg
		雑 が み	4,649 kg	4,690 kg
		古 紙 類 計	148,560kg	146,450kg
		金 属 類	0kg	0kg
		びん類 (本数)	0本	0本
		びん類 (kg)	0kg	0kg
		重 量 計	148,560kg	146,450kg
重 量 合 計		4,452,108kg	4,218,147kg	

生ごみ処理機器購入補助制度

- 補助制度 昭和59年6月14日施行（旧鶴岡市）
 平成 3年 旧羽黒町
 平成 9年 旧温海町
 平成14年 旧藤島町 ・ 旧榊引町
 平成17年 旧朝日村
 平成27年3月31日 鶴岡市生ごみ処理機器補助金交付要綱 廃止
- 補助内容 購入金額（消費税を除く）の3分の1（100円未満切捨て、上限2万円）

○補助実績

	基数 (台)	電気式		コンポスト容器		補助金合計額 (円)
		基数	金額 (円)	基数	金額 (円)	
平成24年度	20	10	178,200	10	19,600	197,800
平成25年度	18	7	130,200	11	16,800	147,000
平成26年度	15	5	87,700	10	27,300	115,000

※平成27年3月末日現在

○補助累計（基数）

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	世帯数	普及率 (%)
鶴岡地区	4,027	4,043	4,054	4,064	36,141	11.2%
藤島地区	1,022	1,022	1,023	1,026	3,180	32.3%
羽黒地区	1,091	1,091	1,093	1,093	2,587	42.2%
榊引地区	1,237	1,239	1,240	1,241	2,166	57.3%
朝日地区	1,113	1,114	1,116	1,117	1,354	82.5%
温海地区	502	503	504	504	2,865	17.6%
合計	8,992	9,012	9,030	9,045	48,293	18.7%

※平成27年3月末日現在

クリーン作戦実績

	年 度	実施件数	参加延べ人数	可燃 (kg)	不燃 (kg)
鶴岡地域	24年度	120 件	7,706 人	38,967	1,852
	25年度	123 件	6,996 人	27,992	3,201
	26年度	131 件	7,686 人	23,826	2,369
藤島地域	24年度	29 件	1,687 人	670	437
	25年度	15 件	1,718 人	509	293
	26年度	39 件	1,406 人	311	233
羽黒地域	24年度	115 件	4,020 人	870	720
	25年度	113 件	3,835 人	800	600
	26年度	110 件	3,830 人	593	483
櫛引地域	24年度	23 件	1,215 人	329	240
	25年度	28 件	1,203 人	269	191
	26年度	27 件	1,179 人	249	141
朝日地域	24年度	2 件	1,414 人	620	410
	25年度	2 件	1,277 人	550	255
	26年度	1 件	1,273 人	360	180
温海地域	24年度	55 件	3,223 人	24,900	1,750
	25年度	65 件	5,220 人	20,841	1,884
	26年度	60 件	5,170 人	17,810	1,795
合 計	24年度	344 件	19,265 人	66,356	5,409
	25年度	373 件	20,249 人	50,961	6,424
	26年度	368 件	20,544 人	43,149	5,201

不法投棄について

	年 度	件 数	可燃 (kg)	不燃 (kg)
鶴岡地域	24年度	26 件	40	454
	25年度	37 件	56	661
	26年度	38 件	177	353
藤島地域	24年度	1 件	0	2
	25年度	3 件	0	9
	26年度	2 件	2	8
羽黒地域	24年度	3 件	0	0
	25年度	6 件	0	65
	26年度	2 件	0	20
櫛引地域	24年度	5 件	0	6
	25年度	6 件	0	15
	26年度	4 件	40	80
朝日地域	24年度	3 件	0	0
	25年度	2 件	0	3
	26年度	2 件	0	0
温海地域	24年度	20 件	2	291
	25年度	8 件	135	13
	26年度	15 件	16	135
合 計	24年度	58 件	42	753
	25年度	62 件	191	766
	26年度	63 件	235	596

5. 議 事—(3)

平成27年度鶴岡市廃棄物行政の事業執行について

【方 針】

私たちの日々の生活や活動は、地域の生活環境や地球環境に配慮することが求められており、高齢化の進行や人口減少等、今後の社会状況の変化に対応し、持続可能で安全・安心な生活環境を構築するため、ごみの減量化・資源化の推進、効率的な廃棄物の処理・処分が全国的な課題となっている。

本市においても、時代に対応したごみ減量・資源化計画の検討、事業実施、将来の処理量に見合った廃棄物処理施設の計画、整備、機能確保が喫緊の課題となっている。

こうした中、本市のごみ焼却施設は平成2年3月に竣工し、平成12年から14年にはダイオキシン類削減対策工事を行い現在に至っているが、25年の経過とともに老朽化が進んでおり、今後の継続的に安定した稼働が困難になりつつある。

また、一般廃棄物最終処分場は平成9年4月に供用を開始して現在に至っているが、埋立残余量が残るわずかとようになってきている。

このことから、市の総合計画後期基本計画では、ごみ減量・資源化の推進については、市民、事業者、行政等がそれぞれの役割を果たし、また、連携して排出抑制・再使用・再資源化の3Rを推進することとし、また、新たな廃棄物処理施設の整備については、循環型社会の構築を目指す国の方針に基づき、排熱を利用した効率的なエネルギー利用など、地域の生活環境や地球環境に配慮した施設の整備を推進することとしている。

平成27年度は、それぞれの地域の生活環境をより安全で安心なものにするために、一人ひとりの心がつながりあう確かな地域を構築することを施策の柱とし、環境にやさしい資源循環型社会形成を目標として、「鶴岡市一般廃棄物処理基本計画」に基づき、ごみ分別の徹底と資源化を推進することを、そして、適正且つ効率的なごみ処理を推進するため、廃棄物処理施設の老朽化を見据え、平成32年度までの新たな処理施設整備完了に向けて事業を進めること、既存施設の機能維持対策を進めることを基本方針とする。

【執行事業の概要】

I. 清掃一般事業

1. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定に基づく「鶴岡市一般廃棄物処理基本計画」が平成27年度を目標年度としているので、28年度から10年間を計画期間とする「次期基本計画」及び「28年度実施計画」を策定、鶴岡市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第2条の規定に基づく告示を実施する。(表1及び素案参照)
2. 一般廃棄物収集運搬・処分業及び浄化槽清掃業の許可に関する事務手続きを実施する。

<p>【現在の基本計画】</p> <p>第1章 計画の策定にあたって</p> <p>第2章 前計画の達成状況</p> <p>第3章 ごみ処理の現状</p> <p>第4章 ごみ処理の課題</p> <p>第5章 基本計画の目標</p> <p>1. 基本理念</p> <p>環境にやさしい資源循環型社会をめざして</p> <p>→ 総合計画 資源循環型社会の形成</p> <p>→ 環境基本計画 持続可能な循環型社会を目指すまち</p> <p>2. 基本方針</p> <p>(1)環境学習の推進</p> <p>(2)ごみ分別徹底と資源化の推進</p> <p>(3)適正かつ効率的なごみ処理の推進</p> <p>3.ごみの減量目標</p> <p>第6章 基本計画の方策</p> <p>第7章 まとめ</p>	<p>【次期基本計画の構想】</p> <p>第1章 計画の策定にあたって</p> <p>1 計画策定の背景と目的</p> <p>2 計画の期間</p> <p>3 計画の対象</p> <p>4 計画の位置付け</p> <p>第2章 現状と課題 (含：前計画の達成状況)</p> <p>第3章 基本計画の目標</p> <p>1 基本目標</p> <p>一人ひとりの心をつないでつくる循環型社会 ～みんなが進める3R～</p> <p>2 基本方針</p> <p>(1)環境学習の推進</p> <p>(2)ごみ分別徹底と資源化の推進</p> <p>(3)適正かつ効率的なごみ処理の推進</p> <p>3 計画の目標値</p> <p>第4章 計画推進</p> <p>○「現状と課題」か「計画推進」の中で次項目の記載についても検討したい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ごみ減量・資源化具体策 (ごみ有料化や事業者との連携施策等) ・高齢化等社会状況変化に対応した廃棄物対策 (ごみ分別・収集システムの研究等) ・廃棄物対策事業コストの低減 (指定ごみ袋製造・販売管理等)
---	--

(表1)

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と目的

鶴岡市は、山形県北西部に位置し、東西43km、南北56kmにおよび、東北の市町村の中で最大の1,311.53km²の面積を持っています。北に鳥海山を望み、東は出羽三山、南は朝日連峰、西は日本海に囲まれ、里山から山岳部にかけて広大な森林が広がるほか、平野部の水田地帯は良質米の産地として知られています。また、日本海がもたらす豊富な水産資源にも恵まれ、さらに、沿岸の砂丘地では園芸作物を中心とする畑作なども盛んに行われています。

本市は、このように、海、山、川及び平野が織りなす美しい自然と先人たちのたゆまぬ努力により、水と緑があふれる潤いのあるまちとして、また、歴史と文化の薫り高いまちとして発展してきました。

清潔で快適な環境の中で、文化的な生活をするのは私たち市民の願いであり、その中の一つに位置付けられている廃棄物対策は市民生活に一日たりとも欠くことのできない課題ですが、現代の大量生産、大量消費、大量廃棄の社会経済活動の進展は、私たちの生活を利便性の高いものとする一方で、多量のごみを排出し続けており、そのことが生活環境の悪化を招いています。

このような状況を受け、国は、循環型社会形成推進基本法の制定をはじめ、廃棄物処理法の改正、容器包装リサイクル法、家電リサイクル法、小型家電リサイクル法等の整備を進め、ごみ減量・リサイクルの促進を図り、循環型社会の構築を目指すこととしています。

本市では、平成18年3月31日に平成27年度を目標年度とした「一般廃棄物処理基本計画」を改訂、平成23年3月31日にその一部の見直しを行っています。前計画の目標年度到達にあたり、前計画の評価と見直しを行い、また、更なる持続可能な循環型社会の実現を図るため、新たに「一般廃棄物処理基本計画」を策定するものです。

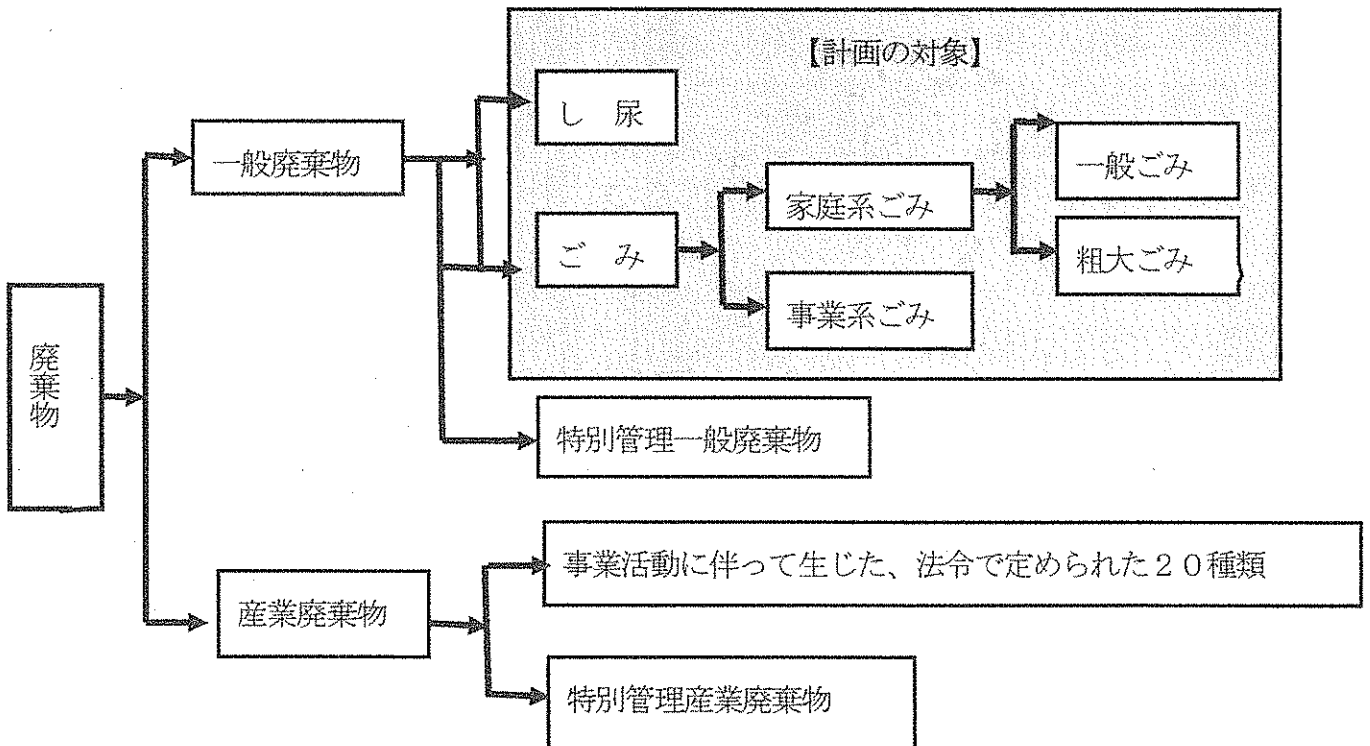
2 計画の期間

本計画の期間は、平成28年度を初年度とした10年間とし、平成32年度を中間年度、平成37年度を目標年度とします。

なお、必要に応じて見直しを行うこととします。

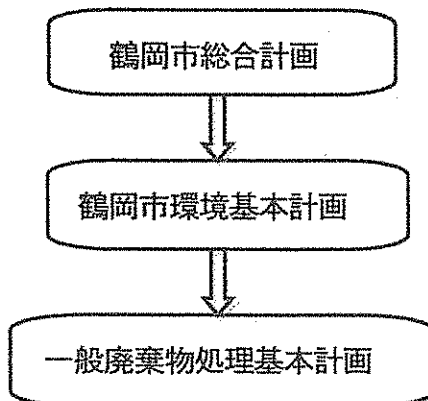
3 計画の対象

本計画の対象は、循環型社会形成推進基本法で定める廃棄物等のうち一般廃棄物の「ごみ」及び「し尿」とします。



4 計画の位置づけ

本計画は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第6条第1項の規定に基づき、本市における一般廃棄物の適正な処理を行うために定める計画です。



第3章 基本計画の目標

1 基本目標

鶴岡市は、四季折々の多様で豊富な自然環境に恵まれ、城下町としての歴史を背景とした文化の薫り高いまちとして、さらに、本市の特性を活かした取組みによって、安全・安心で活力あるまちが形成されています。

一方で、本市を取り巻く状況は、少子高齢化を伴う人口減少の進展など、多くの課題が存在しており、特に、一般廃棄物に関する課題に対しては「市民」、「事業者」及び「行政」がそれぞれの役割をはたし、相互に協力しあって取り組むことが重要です。

市民一人ひとりが「もったいない」という考え方を大切にしながら、ごみを減らし【Reduce=リデュース】、使えるものは繰り返し使い【Reuse=リユース】、ごみになったら再び資源として利用【Recycle=リサイクル】するという、「3R」の取組みを推進し実際に行動することが求められています。

このため、本市では、一人ひとりの心をつないで、市民、事業者及び行政それぞれと役割分担（パートナーシップの構築）して循環型社会の構築を目指します。

【本計画における基本目標】

一人ひとりの心をつないでつくる循環型社会

～みんなで進める3R～

2 基本方針

環境にやさしい循環型社会をみんなで作るため、次の3つを基本方針とします。

基本方針 1

環境学習の推進

～ ごみに関心を持ち理解を深めます ～

(1) 情報の提供

・ごみの減量化・資源化の推進を図るため、ホームページ、広報つるおか、マスコミなどそれぞれの情報媒体の特性を生かしながら効果的な情報発信をしていきます。

(2) 環境教育・環境学習の推進

・鶴岡市リサイクルプラザ（くるりん館）を活用した体験教室や環境イベントを推進していきます。

・町内会等における出前講座の開催等、市民と協働して環境教育・環境学習を推進していきます。

基本方針 2

ごみ分別の徹底と資源化の推進

～ ごみにしないで資源にします ～

- (1) ごみ減量の促進、ごみ分別の徹底
 - ・環境学習を推進し、ごみの減量、ごみ分別の徹底を促進していきます。
- (2) 資源回収の推進
 - ・地域における集団資源回収を支援していきます。

基本方針 3

適正かつ効率的なごみ処理の推進

～ 適正で効率的なごみ処理をします ～

- (1) 適正な処理及び処分の機能確保
 - ・将来の処理・処分量に見合った廃棄物処理施設の適正な処理及び処分機能を確保していきます。
- (2) 廃棄物対策事業コストの低減
 - ・廃棄物対策事業コストの低減に努めてまいります。
- (3) 不法投棄や散在性廃棄物のない環境づくり
 - ・不法投棄対策、散在性ごみ対策を推進していきます。
 - ・海岸漂着ごみの適正処理に努めてまいります。

II. ごみ減量・リサイクル推進事業

「鶴岡市行財政改革大綱に基づく実施計画」に「ごみ減量・リサイクル推進事業（ごみ減量化推進とごみ有料化制度導入の検討）」が位置付けられている。「次期基本計画」に向けて、現状分析結果に即した目標数値、市民、事業者、行政が連携する具体的な取組みを検討し、排出抑制・再使用・再資源化の3R事業を推進していく。

「有料化」についてはごみ減量・資源化の推進を目的とする視点で慎重に研究する。

1. 町内会、自治会、地域組織等を単位として廃棄物減量等推進員（391名）を委嘱し、ごみの出し方の指導、ごみステーションの管理を行うなど、ごみ減量・資源化推進のための施策を、市民と行政が協働して推進する。
2. 地域における集団資源回収運動を支援する。集団資源回収への取組みが難しい地域については拠点回収を実施しながら対策を研究していく。
3. リサイクルプラザを活用した体験教室や休日見学会等を継続実施するとともに、ごみステーションにおける早朝立哨指導やごみ分別出前講座等、積極的に市民に関わっていく活動を展開し、市民への環境意識（適正分別等）啓発に努める。

III. 塵芥収集事業

1. 一般家庭から排出される生活系ごみの収集運搬を市内17区域・18事業に分類して委託し、各町内会や自治組織等が管理する約2,450箇所のごみステーションから収集する。
2. 指定ごみ袋の製造及び販売、請求・収納を実施する。

3. 生し尿については市内全域を3地区に分割し収集運搬を行っている民間3業者による約2,400世帯からの速やかな収集運搬を、浄化槽については適切な清掃及び汚泥運搬を促進して快適な生活環境を保持する。

IV. 環境美化推進及び散在性廃棄物対策事業

不法投棄や散在性廃棄物のない環境づくりやクリーン作戦等を通じた地域美化意識の醸成に努める。

1. 地域の環境美化の促進及び市民の環境保全意識高揚のため、5月30日の「鶴岡市ごみゼロ大作戦」や市民一斉清掃を始め道路や公園等公共施設などの「鶴岡市クリーン作戦」を推進する。
2. 庄内地区不法投棄防止対策協議会及び鶴岡市不法投棄監視通報ネットワーク連絡会議の構成関係機関と連携を図り、あわせて、廃棄物減量等推進員の地域巡回等による情報収集を実施し、不法投棄の防止や原状回復に努める。
3. 山形県海岸漂着物対策推進協議会や「美しいやまがたの海プラットフォーム」運営委員会等と連携して「裸足で歩ける庄内海岸」を目指して海岸清潔度のランク向上に努める。
4. 本市所管の公衆便所180箇所の中の91箇所について、地元自治会等に委託して、その清潔保持及び建物等の保全に努める。

V. 新たな廃棄物処理施設の整備

1. ごみ焼却施設

(1) 建替えに向けた関連事業の経過

- ・23年度 ごみ焼却施設精密機能検査業務委託
- ・24年度 ごみ焼却施設長寿命化計画策定業務委託
- ・25年度 循環型社会形成推進地域計画及び施設整備基本構想策定
- ・26年度 ごみ焼却施設整備計画策定業務等委託（H26～H27の2カ年事業）

(ごみ焼却施設整備に係る生活環境影響調査及び施設整備基本計画策定)

(2) 現時点での構想概要

① 施設整備の基本方針

5つの施設整備の基本方針を掲げ、環境に配慮した適正な施設整備を進めることとします。

- 安全に配慮し、長期の安定稼働を目指す施設
- 経済性に優れた施設
- 熱エネルギーの効率的回収と効果的な活用
- 環境保全に配慮し、周辺環境と調和した施設
- 災害に強く、住民から信頼される施設

② 施設整備規模

- 計画目標年次 : 平成33年度
- 計画処理量 : 現在、整理・検討中
- 施設整備規模 : 現在、整理・検討中

③ 環境保全基準値及び施設建設時・稼働時における環境保全対策

環境保全基準値については、施設整備基本計画において、関係法令とともに国内実績及び類似規模施設の実績を参考に設定します。また、施設の建設時及び稼働時には、周辺環境に配慮した環境保全対策を講じます。

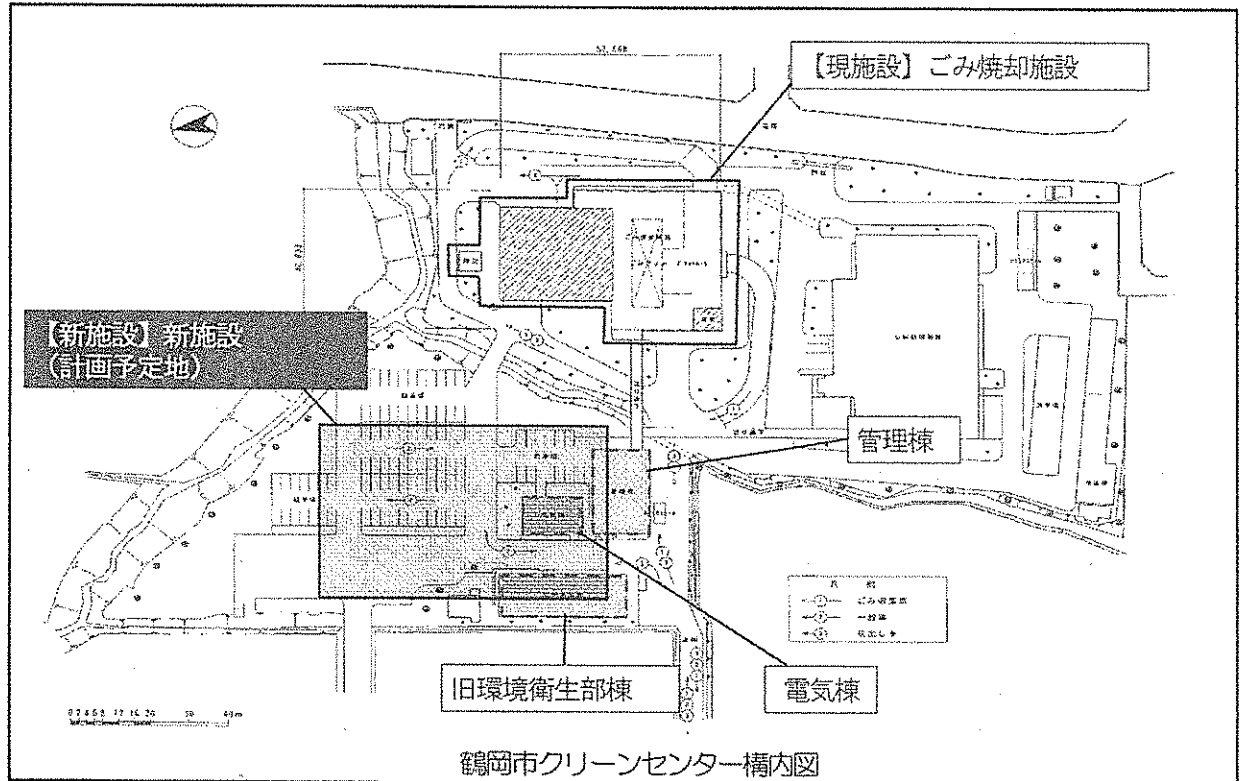
④ ごみ処理方式

現在、実用化されているごみ処理方式に対し「処理特性」、「環境保全性」、「安全性」、「安定稼働性」、「循環型社会形成への貢献度」、「経済性」の観点から比較・整理した基本構想をもとに、今後の施設整備基本計画策定などを踏まえて処理方式の方向を定めていきます。

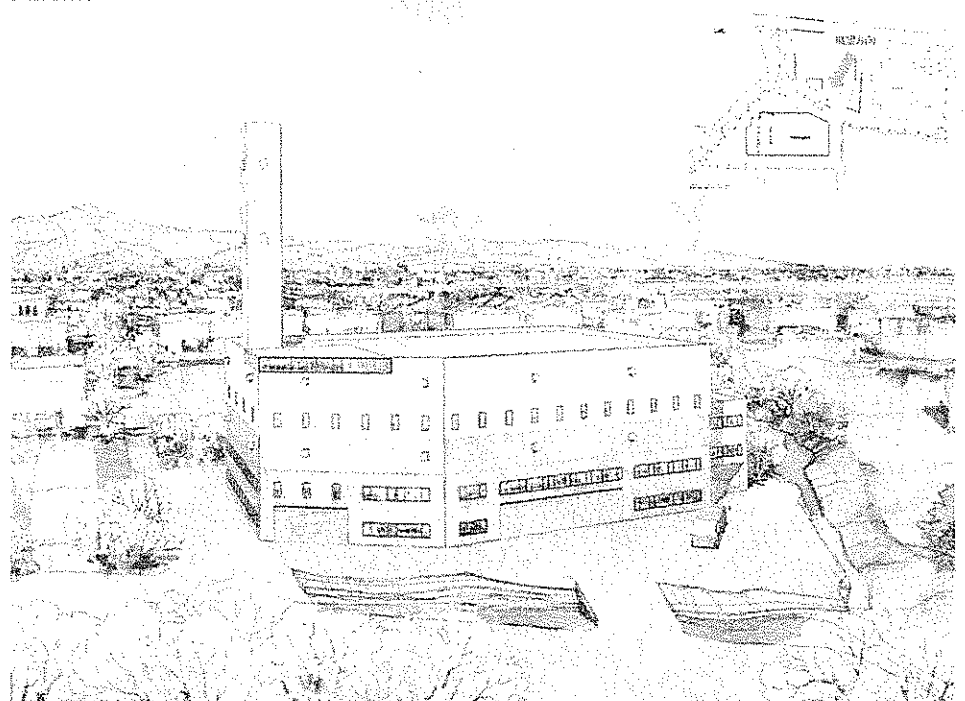
⑤ 余熱利用システム

温水発生器による温水回収方式と廃熱ボイラによる熱回収方式における特徴や熱回収率、メリット・デメリット等を踏まえ、熱エネルギーを効率よく有効利用できる廃熱ボイラによる熱回収方式を採用します。

⑥ 施設の計画予定地



鶴岡市クリーンセンター構内図



施設イメージ図

2. 最終処分場

(1) 建替えに向けた関連事業の経過

平成26年度に、鶴岡市ほか六箇町村衛生処理組合時代の候補地を中心にして調査を行い、候補地として優位であると判断した土地について「適地事前調査」を行った。27年度は、候補地を絞り込んでまいりたい。

(2) 調査の前提とする施設規模

調査の前提とする施設は、岡山一般廃棄物最終処分場の稼働実績を参考にし、埋立期間は15年間とした。

○ 施設規模 ・ 計画埋立容量：約13.5万m³
(過去6年の埋立処分実績から想定した15年分の最終処分量)

① 年間平均埋立処分量

過去6年間の埋立処分実績から年間平均埋立処分量を算定した。

表1より $8,674\text{m}^3 \div 9,000\text{m}^3$

② 計画埋立容量 $9,000\text{m}^3 \times 15\text{年} = 135,000\text{m}^3 \rightarrow$ 約13.5万m³

表 過去6年間の埋立処分実績

単位：m³

埋立対象物	H20	H21	H22	H23	H24	H25	平均
不燃残渣	812	816	840	865	859	828	837
焼却灰	5,873	5,889	5,853	5,853	5,971	5,967	5,901
小計	6,685	6,705	6,693	6,718	6,830	6,795	6,738
覆土等	1,900	443	2,746	2,772	1,538	2,221	1,937
合計	8,585	7,148	9,439	9,490	8,368	9,016	8,674

※覆土等：覆土材+副資材（砕石等）

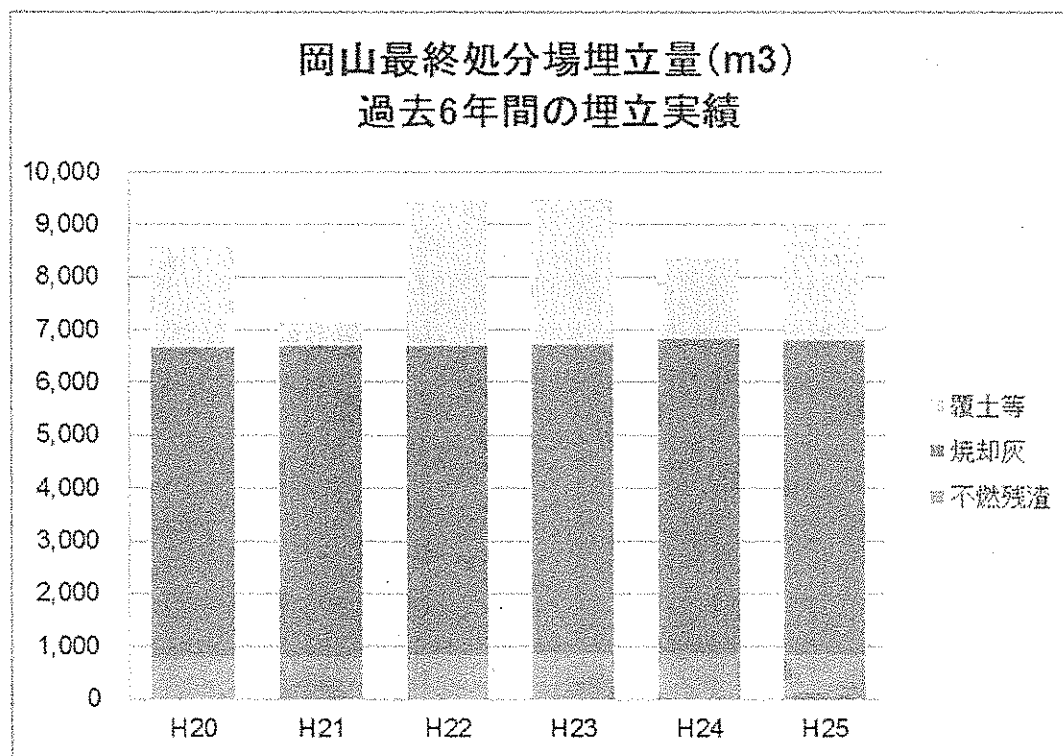


図 過去6年間の埋立処分実績

VI. 燃やすごみ焼却処理、燃やさないごみ資源化处理、一般廃棄物最終処分及びし尿処理事業
各種消耗品類の購入、設備の修繕や保守点検業務委託及び運転管理委託を行い、既存4施設の適正な運転・維持管理を行う。

1. ごみ焼却施設

平成23年度に開始した夜間運転管理の民間委託を26年度から計量の窓口業務、夜警業務等を含めた全面委託とし、27年度には民間委託移行に係る指導にあっていた職員も引き上げて完全委託として燃やすごみを焼却処理する。

2. 鶴岡市リサイクルプラザ

平成17年度にオープンした施設の運営業務を(株)鶴岡地区クリーン公社に委託して燃やさないごみの資源化处理を推進する。

3. 岡山一般廃棄物最終処分場

平成9年度に稼働開始した処分場において、燃やすごみの焼却に伴って発生する灰及び不燃物の中間処理に伴って発生する残渣類を埋立処分する。

4. し尿処理施設

平成22年度に開始した施設の運転管理の民間委託を継続して生し尿等処理する。

○鶴岡市廃棄物減量等推進審議会条例

平成 17 年 12 月 26 日条例第 265 号

改正

平成 25 年 3 月 22 日条例第 2 号

平成 25 年 9 月 19 日条例第 37 号

鶴岡市廃棄物減量等推進審議会条例

(設置)

第 1 条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 5 条の 7 の規定に基づき、鶴岡市廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ、一般廃棄物の減量及び再利用の促進等に関する事項を調査審議する。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 住民組織等の代表者
- (4) 関係商工業団体の代表者
- (5) 事業者

(任期)

第 4 条 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会は、必要に応じ、委員以外の者に出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第 7 条 審議会の庶務は、市民部において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(任期の特例)

2 この条例の施行の日以後、最初に第3条第2項の規定により委嘱される委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、委嘱された日から平成18年3月31日までとする。

附 則 (平成25年3月22日条例第2号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年9月19日条例第37号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の鶴岡市表彰条例第8条第1項の規定、第2条の規定による改正後の鶴岡市個人情報保護条例第38条第2項の規定、第3条の規定による改正後の鶴岡市生活安全条例第5条第5項の規定、第4条の規定による改正後の鶴岡市交通災害共済条例第12条第2項の規定、第5条の規定による改正後の鶴岡市住居表示審議会条例第3条第2項の規定、第6条の規定による改正後の鶴岡市予防接種対策委員会条例第3条第2項及び第7条第2項の規定、第7条の規定による改正後の鶴岡市環境審議会条例第3条第2項の規定、第8条の規定による改正後の鶴岡市廃棄物減量等推進審議会条例第3条第2項の規定、第9条の規定による改正後の鶴岡市農村地域工業等導入審議会条例第3条第2項の規定、第10条の規定による改正後の鶴岡市下水道使用料等審議会条例第3条第2項の規定、第11条の規定による改正後の鶴岡市水道事業経営審議会条例第3条第2項の規定並びに第12条の規定による改正後の鶴岡市景観計画に係る行為の制限等に関する条例第13条第4項の規定は、この条例の施行の日以後にこれらの規定により行う委員又は幹事の委嘱について適用する。